

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 1410
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1415
- 北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 1416
- 北九州市立自然史・歴史博物館展示交流業務における陳列品の観覧料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 1417
- 北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 1418
- 北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務の委託【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 1420

### ◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【契約室契約課】 1421
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 1429
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 1441
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1442

北九州市告示第234号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区内自転車放置禁止区域外	2台	平成25年4月15日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	平成 2 5 年 4 月 5 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	8 2 台	平成 2 5 年 4 月 2 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 9 台	平成 2 5 年 4 月 1 9 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 4 台	平成 2 5 年 4 月 8 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	平成 2 5 年 4 月 1 5 日	
上記以外の小倉北区内自転車放置禁止区域外	1 台	平成 2 5 年 4 月 2 日	
	1 台	平成 2 5 年 4 月 3 日	
	1 5 台	平成 2 5 年 4 月 8 日	
	2 台	平成 2 5 年 4 月 1 3 日	
	4 台	平成 2 5 年 4 月 1 7 日	
	2 台	平成 2 5 年 4 月 1 8 日	
	3 台	平成 2 5 年 4 月 1 9 日	

	3台	平成25年 4月22日	
	4台	平成25年 4月24日	
	7台	平成25年 4月25日	
	4台	平成25年 4月26日	
モノレール徳力嵐山口 停留所周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成25年 4月18日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
JR下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	20台	平成25年 4月26日	
JR朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成25年 4月9日	
上記以外の小倉南区内 自転車放置禁止区域外	7台	平成25年 4月17日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成25年 4月19日	
	1台	平成25年 4月23日	
	2台	平成25年 4月24日	

	4台	平成25年 4月26日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成25年 4月16日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区内自 転車放置禁止区域外	2台	平成25年 4月1日	
	2台	平成25年 4月8日	
	1台	平成25年 4月22日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成25年 4月22日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区内 自転車放置禁止区域外	2台	平成25年 4月4日	
	1台	平成25年 4月9日	
	15台	平成25年 4月25日	
	1台	平成25年 4月26日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3台	平成25年 4月24日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	30台	平成25年 4月17日	北九州市八幡西区長崎町2 番

J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	16台	平成25年 4月11日	長崎町自転車保管所
上記以外の八幡西区内 自転車放置禁止区域外	10台	平成25年 4月11日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
	8台	平成25年 4月22日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	24台	平成25年 4月23日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	15台	平成25年 4月12日	
上記以外の戸畑区内自 転車放置禁止区域外	3台	平成25年 4月8日	
	4台	平成25年 4月9日	

北九州市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
おおき矯正歯科	北九州市小倉北区下到津五丁目8番24号	法人化のため	平成25年4月30日

北九州市告示第236号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月22日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
サンキュウビジネスサービス株式会社西日本アセットサポート事業部	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで



北九州市告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館展示交流業務における陳列品の観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社日本旅行	東京都港区新橋二丁目20番15号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
近畿日本ツーリスト株式会社	東京都千代田区東神田一丁目7番8号	
東武トラベル株式会社	東京都墨田区向島一丁目33番12号	
トップツアー株式会社	東京都目黒区東山三丁目8番1号	
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	
株式会社阪急交通社	大阪市北区梅田二丁目5番25号	
ホテルマネージメントインターナショナル株式会社	神戸市中央区港島中町七丁目5番1号	
株式会社石見観光	島根県益田市駅前町17番2号	
株式会社イワミツアー	島根県益田市幸町2番63号	
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目14番17号	
ひろでん中国新聞旅行株式会社	広島市中区八丁堀16番14号	
宇部市交通局	山口県宇部市大字善和203番地90	
株式会社防長トラベル	山口県周南市有楽町23番地	
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	
西日本観光旅行株式会社	北九州市小倉北区京町三丁目14番11号	
株式会社スペースワールド	北九州市八幡東区東田四丁目1番1号	

大和リゾート株式会社北九州八幡ロイヤルホテル	北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号
堀川トラベルサービス株式会社	福岡県八女市本村347番地1
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1
祐徳自動車株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地
株式会社西肥バス旅行社	長崎県佐世保市白南風町8番17号
島鉄観光株式会社	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1
長崎県営バス観光株式会社	長崎県長崎市大黒町3番1号
長崎バス観光株式会社	長崎県長崎市滑石四丁目6番33号
大分交通株式会社	大分県大分市新川西8組の3
九州産交ツーリズム株式会社	熊本市中央区桜町3番10号

北九州市告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市公告第346号

一般競争入札により、大蔵中学校大規模改修電気工事（第1期）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	大蔵中学校大規模改修電気工事（第1期）
	工事場所	北九州市八幡東区大蔵一丁目4番1号
	工事内容	中学校大規模改修電気工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成25年10月28日まで
	予定価格	3,512万円
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事業資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建設工事業資格業者名簿に記載されている工種が電気工事であって、平成23・24年度建設工事業資格業者名簿（注2）に記載されている電気工事の希望順位が第1順位であること。
	等級（注3）	平成23・24年度建設工事業資格業者名簿に記載されている電気工事の等級がAであること。
	許可	電気工事について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注4）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注5）が北九州市内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項D）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成25年5月20日から同年6月11日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件電気工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成25年6月6日及び同日7日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成25年6月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年6月11日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
	（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	
	（3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿で、平成23年5月31日に作成したものをいう。
- 注3 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注4 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。
- 注5 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- 注7 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市公告第347号

一般競争入札により、大蔵中学校大規模改修工事（第1期）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	大蔵中学校大規模改修工事（第1期）
	工事場所	北九州市八幡東区大蔵一丁目4番1号
	工事内容	中学校大規模改修工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成25年10月28日まで
	予定価格	9,506万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種が建築工事であって、平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿（注2）に記載されている建築工事の希望順位が第1順位であること。
	等級（注3）	平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿に記載されている建築工事の等級がAであること。
	許可	建築工事業について特定建設業の許可（注4）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注5）が北九州市内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成25年5月20日から同年6月11日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成25年6月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成25年6月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年6月11日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿で、平成23年5月31日に作成したものをいう。
- 注3 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注4 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注5 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。



北九州市公告第348号

一般競争入札により、塔野小学校大規模改修工事（第1期）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	塔野小学校大規模改修工事（第1期）
	工事場所	北九州市八幡西区塔野一丁目3番1号
	工事内容	小学校大規模改修工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成25年10月10日まで
	予定価格	9,369万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種が建築工事であって、平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿（注2）に記載されている建築工事の希望順位が第1順位であること。
	等級（注3）	平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿に記載されている建築工事の等級がAであること。
	許可	建築工事業について特定建設業の許可（注4）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注5）が北九州市内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事業請負契約第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事業請負契約第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事業請負契約第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成25年5月20日から同年6月18日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成25年6月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成25年6月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年6月18日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿で、平成23年5月31日に作成したものをいう。
- 注3 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注4 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注5 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

北九州市公告第349号

一般競争入札により、医生丘小学校大規模改修工事（第1期）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	医生丘小学校大規模改修工事（第1期）
	工事場所	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目10番1号
	工事内容	小学校大規模改修工事一式
	工期	請負契約締結の日から平成25年10月26日まで
	予定価格	9,673万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価方式	適用する。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種が建築工事であって、平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿（注2）に記載されている建築工事の希望順位が第1順位であること。
	等級（注3）	平成23・24年度建設工事業有資格業者名簿に記載されている建築工事の等級がAであること。
	許可	建築工事業について特定建設業の許可（注4）を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注5）が北九州市内にあること。
	実績	平成20年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事業請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事業請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事業請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事業請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成25年5月20日から同年6月18日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	本件建築工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成25年6月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成25年5月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成25年6月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 平成25年6月10日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成25年6月18日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書に定める期間中に仕様等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿で、平成23年5月31日に作成したものをいう。
- 注3 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注4 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注5 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。